

27. 02

地域団体商標の取扱いについて**1. 地域団体商標制度の導入**

近年、地域産業の活性化や地域おこしの観点から、いわゆる地域ブランドに対する注目が高まっている。地域ブランド化の取組みは、地域の自然的条件を活かした農林水産物や食品などの特産品、地域に歴史的な関連のある伝統的工芸品、地域において提供される特色あるサービスなどを、地域の複数の事業者が地域名を付した共通のブランド名を用いて販売・提供し、他の地域の商品やサービスとの差別化を図って、その付加価値を高めていこうとするものである。

しかしながら、地域ブランドが需要者の間で知名度を有するようになり、ブランド名に対する需要者の信用が高まると、その信用に便乗しようとする他者が地域外の商品やサービス、あるいは品質の低い商品やサービスに同じブランド名を使用することによって、地域ブランドの信用が毀損される事態が生じうる。

このような他人による信用への便乗を防止し、排除するためには、ブランド名について商標登録を受けることが有効な方策であるが、商標法の下で、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品（役務）の名称を組み合わせた商標の登録を受けることは、必ずしも容易ではないとの問題があった。すなわち、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる文字商標については、出所を識別できない、事業者が広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に馴染まないといった理由から、商品の産地、販売地、品質又は役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標等に該当するとして、原則的に登録を受けることができないとされている（商標法第3条第1項）。

このような商標の登録を受けるためには、実務上出願人の商標として全国的な知名度を獲得し、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる（商標）」と認められることが必要とされているため（商標法第3条第2項）、全国的な知名度を獲得するまでの間は他人の便乗使用を排除できず、また、他人により使用されることによって、出願人の商標としての知名度の獲得がますます困難となるという問題がある。

一方、地域の名称や商品（役務）名を含む商標であっても、特徴のある図形が付加された商標については、当該図形部分において自己の商品（役務）を他人の商品（役務）から識別することができるため、商標全体として識別力を有するものとして商標法第3条第1項に該当せず、他の登録要件を満たす限り、

商標登録を受けることができる。しかしながら、このような図形入りの商標については、他人が文字部分は同一であっても図形部分が異なる商標を使用した場合には、原則としてこれらの商標が類似とは認められないことから、他人の便乗使用を有効に排除できないという問題がある。

以上のような問題により、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品（役務）の名称を組み合わせた文字商標については、商標法による保護が限定されており、発展段階にある地域ブランドの保護について関係事業者の期待に十分応えられていないのではないかと指摘があった。このため、全国的な需要者との関係では十分に出所識別機能を有しているとまでは言えない段階にあっても、商標登録を受けることができるように制度を整備することが課題となっていた。

そこで、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、地域との密接な関連性を有する商品（役務）に使用され、需要者の間に広く認識されている場合には、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合による地域団体商標の登録を可能とする地域団体商標制度を導入した。

2. 地域団体商標の登録の要件

商標法第7条の2は、その登録の要件として、

- ① 地域団体商標登録出願に係る主体要件を満たしていること
- ② 団体が、その構成員に使用をさせる商標であること
- ③ 商標が周知性を有すること
- ④ 商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること
- ⑤ 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有すること

を規定している。

なお、その他の登録要件については、通常の商標と同様である（ただし、商標法第3条第1項第3号ないし第6号及び同条第2項の適用を除く。）。

3. 出願の変更

商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願について、通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願に相互に出願の変更をすることができる（商標法第11条）。

なお、商標法第11条第1項又は第3項の規定による通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願から地域団体商標の商標登録出願への変更の際には、商標法第7条の2第4項に規定する「商標登録出願人が組合等であることを証明する書面」及び「商標登録出願に係る商標が第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」の提出が必要である。

ただし、国際商標登録出願については、出願の変更はできない（商標法第68条の13）。

4. 地域団体商標に係る商標権の取扱い

地域団体商標に係る商標権であっても、その権利の内容及び範囲については基本的に通常の商標権と同じである。

しかし、その制度趣旨（商標法第7条の2第1項）から、権利の移転（商標法第24条の2第4項）、専用使用権の設定の制限（商標法第30条第1項）、構成員の登録商標を使用する権利（商標法第31条の2）、先使用権の要件の緩和（使用商標が周知であるか否かを問わない：商標法第32条の2）、無効審判の除斥期間（周知性の要件に係る瑕疵の治癒：商標法第47条第2項）のように、通常の商標権とは異なる取扱いが設けられている。